

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によつて、次のとおり土地
立入りの許可をした。

平成二十三年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

二二〇kV特別高圧架空送電線路 広島東幹線一部増強工事

三 立入りの目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

世羅郡世羅町大字宇津戸字古見山並びに府中市諸毛町字相原平、字大平、字櫛ヶ字根、
字三角广、字永野山、字本谷、字神谷平及び字永野並びに久佐町字石落、字石垣、字古屋、
字下大畠、字宮谷及び字中山並びに河佐町字大田、字窪平、字紺屋平、字地神坊、字野田、
字見田及び字地行並びに上山町字小仁五西中字根、字小仁五東丸山、字小仁五東小魚平、
字中字根、字大久保、字小魚、字小魚平、字小屋迫、字丸山、字藤森、字古屋迫、字前川
内、字椿峠、字古屋敷、字横畑及び字松之尾並びに荒谷町字板井迫、字板井迫ノ下、字今
屋、字鬼ヶ橋、字カナロハナ、字黄幡小森山、字貞藤、字高平、字立石、字立岩、字中字
根、字七斧、字入道久保、字ヌモト車元、字ヌモトノ向、字布迫、字鍛冶畑向、字宝迫、
字仁井屋、字本谷、字本谷金口ハナ、字本谷立岩ノ上、字本谷松風呂、字本谷丸山、字政
森、字丸畠、字丸山、字奴田之尾及び字奴本向並びに本山町字銭ガタヲ、字火吞、字火吞
西平、字火吞蓮池、字火吞溝下、字火吞ヲク及び字火吞東平並びに福山市新市町大字常及
び大字金丸並びに駅家町大字雨木、大字服部永谷及び大字服部本郷並びに加茂町字北山及
び字百谷並びに山野町大字山野字松尾谷及び字大谷地内

五 立ち入ることができる期間

平成二十三年七月二十一日から平成二十四年六月三十日まで